

# Q & A 国民健康保険 税率改定

27年度の国民健康保険税の税率改定。皆さんから寄せられることが多く質問にお答えします。詳しくは国民健康保険課☎(740)1170へ。

**Q1** なぜ保険税を上げるのですか。

**A** 医療費が年々増加する一方、保険収入が低迷し、国民健康保険の財政運営は厳しさを増しています。

市でも累積赤字が大きくなっています。25年度の税率改定と市的一般会計からの繰り入れにより、26年度末には約1.9億円の赤字が見込まれています。しかし、今後の医療費の伸びによって、28年度末には、約2.7億円の収支不足になる見込みです(27年1月時点の見込み)。国民皆保険制度維持のため、ご協力をお願いします。

**Q2** 税率改定はどのようにして決定されますか。

**A** 保険税率などは、まず保険税として賦課すべき総額を定め、それを基に税率案が示されます。その後、国民健康保険運営協議会や市議会で決定されます。

**Q3** 滞納者もいるのではないですか。

**A** 26年度国民健康保険税現年度分の収納率は89.30%(見込み)です。

収納率の向上に向けて市納税呼びかけセンターでの納付勧奨やコンビニ収納のほか、25年度からは保険税の支払いを原則、口座振替でお願いしています。

また、悪質な滞納者には、より早期の財産調査を実施し、滞納処分を行うようにしています。

**Q4** 値上げによって保険税の支払いが苦しくなるのですが、減免などはありませんか。

**A** 保険税は家族の多い世帯ほど負担が大きくなります。そのため、27年4月1日時点で18歳未満の子どもを2人以上抱える子育て世帯については、27、28年度の2年間、2人目以降の子どもの均等割額が2分の1になるように減免する経過措置を設けています。

**Q5** 医療給付費を抑える努力はしているのですか。

**A** ジェネリック医薬品の普及促進や、疾病予防対策として特定健診・保健指導や人間ドック、がん検診の助成を実施し、医療費の抑制に努めています。



## Medical Services & Insurance 医療・保険のお知らせ

国民健康保険などについて、新制度の開始や変更などに関する申請など、早めの手続きをお願いします。

### 後期高齢者医療制度被保険者の皆さんへ

#### 後期高齢者健康診査のご案内

市民で後期高齢者医療制度の被保険者の健康診査(1年度内に健康診査と人間ドックのどちらか1回)を来年3月まで無料で実施しています。受診できる医療機関は3月末に全戸配布された「健康づくり事業のご案内」をご参照ください。詳しくは医療助成・年金課☎(740)1108へ。

#### 後期高齢者医療制度の人間ドック助成のご案内

市民で後期高齢者医療制度の被保険者に市立川西病院または保健センターの人間ドックの費用を助成しています(費用の7割、上限額2万4000円を1年度につき1回。人間ドックと健康診査のどちらか1回)。

後期高齢者医療保険料に滞納があると助成できない場合があります。受診方法は同病院医事課☎(794)2321、または同センター☎(758)4721に電話予約の上、受診時に後期高齢者医療被保険者証を提示し、助成申請書に記入ください。助成後の金額で受診できます。詳しくは医療助成・年金課☎(740)

### 後期高齢者医療保険料額決定通知書は7月中旬に送付

## 年金の手続き

離婚時の年金分割は2年以内に請求手続きを

「離婚分割」は、離婚などをした際に厚生年金保険の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度で、平成19年4月1日から実施された「合意分割制度」と20年4月1日から実施された「3号分割制度」があります。

「離婚分割」をする際は、年金事務所での請求手続きが必要ですが、原則として離婚後2年を過ぎるとできなくなりますので、注意してください。詳しくは尼崎年金事務所お客様相談室☎06(6482)4594へ。

**国民年金保険料免除などの申請について**

保険料を納め忘れた状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」がありますので、国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。詳しくは医療助成・年金課☎(740)1171へ。

#### 後期高齢者医療被保険者証を7月中に送付します

75歳以上の人と一定の障害があると認定された65歳以上の人に交付している後期高齢者医療被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月未までに新しい被保険者証を送りますが、保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証(短期被保険者証)を送付することがあります。納付が困難な場合は早めに相談してください。なお、一部負担金の

#### 後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します

27年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送ります。保険料は被保険者の一人ひとりに掛かります。年間の保険料は、皆さんが等しく負担する「均等割額」(定額)と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。詳しくは医療助成・年金課☎(740)1108へ。

## 7月中旬 納税通知書を送付します

27年度国民健康保険税納税通知書を7月中旬に送ります。国民健康保険税は加入者がいる世帯の世帯主に課せられ、税額は26年中の所得や加入者数によって決まります。世帯の所得合計が一定金額以下の場合には均等割額、平等割額が軽減されます。27年度は低所得者に配慮し、5割・2割の軽減該当世帯が拡充されることとなりました。また、災害で大きな損害を受けたときや倒産や解雇などによって離職したとき、休(廃)業したときなどには、申請により保険税の減免を受けることができる場合があります。詳しい計算方法、軽減(減免)制度については国民健康保険課☎(740)1170、納付については保険収納課☎(740)1177へ。

- ▶普通徴収の支払い方法  
保険税を年9回に分け、口座振替か納付書により金融機関で納めてください(バーコードの表示されている納付書はコンビニエンスストアでも納付が可能です)。
- ▶特別徴収の支払い方法  
国民健康保険加入者全員が65歳以上の世帯の世帯主(国民健康保険加入者以外の住民登録上の世帯主を除く)の人は、原則として年6回の年金支給月に、年金から国民健康保険税が差し引かれます。

区分	医療給付費分 (加入者全員)		後期高齢者支援金分 (加入者全員)		介護納付金分 (40~64歳の加入者)	
	旧税率	新税率	旧税率	新税率	旧税率	新税率
所得割率(%)	6.45%	6.72%	2.65%	2.67%	2.75%	2.62%
均等割額(円/人)	25,800円	26,800円	9,800円	10,200円	10,400円	11,600円
平等割額(円/世帯)	20,200円	20,600円	7,600円	8,000円	5,400円	6,000円
課税限度額(円)	510,000円	520,000円	160,000円	170,000円	140,000円	160,000円

「医療給付費分」は国保加入者が病院などの医療機関にかかる際の費用です。「後期高齢者支援金分」は後期高齢者医療に係る保険給付費の約4割を負担するため賦課されます。「介護納付金分」は介護保険に係る保険給付費の約3割を負担するため賦課されます。「医療給付費分」と「後期高齢者支援金分」は年齢に関係なく国民健康保険加入者全員に、「介護納付金分」は40歳から64歳までの加入者のみに賦課されます。

**国民健康保険高齢受給者証の送付**

国民健康保険に加入する70歳以上の人の国民健康保険高齢受給者証を毎年8月1日に更新します。

7月末までに郵送しますので、8月1日(出)からは新しい受給者証を使用し、古い受給者証は破棄してください。詳しくは、国民健康保険課☎(740)1170へ。

**国民健康保険の資格喪失後の受診について**

社会保険などの新しい健康保険に加入し、国民健康保険をやめる手続き前に医療機関などで受診する時は、国民健康保険の被保険者証を使用しないでください。新しい被保険者証が届く前に受診する場合、手続き中であることを申し出てください。詳しくは国民健康保険課☎(740)2006へ。

